

石川県テニス協会会則

第 1 章 総 則

- 第1条 本協会は石川県テニス協会と称する。
- 第2条 本協会は石川県におけるテニス競技の普及、向上発達ならびにその統一を期し、体育の向上、品位の陶冶、運動精神の修養発揮に資することを目的とする。
- 第3条 本協会は前条の目的を達するため、総会または常任理事会の決議を経て事業を行う。
- 第4条 本協会は石川県内のテニス総括団体として、北信越テニス協会及び石川県体育協会に加盟する。
- 第5条 本協会は事務所を石川県内に置く。
- 第6条 本協会の加盟団体は、原則として市町ごとに1団体とし、その市町を代表する団体及び石川県テニス協会が認める団体とし、その加盟要件は別途定めるものとする。
- 2 大学テニス部（短期大学テニス部を含む）は石川県学生テニス連盟（仮称）が代表して加盟する。
 - 3 中学校及び高等学校のテニス部については、それぞれ石川県中学校体育連盟テニス部及び高等学校体育連盟テニス部が代表して加盟するものとする。
 - 4 日本女子テニス連盟石川県支部
 - 5 石川県シニアテニス連盟
 - 6 石川県車椅子テニス協会
- 第7条 本会に入会するには、総会の承認により役員及び会員名簿を添え分担金を納入して加盟するものとする。

第 2 章 事 業

- 第8条 本協会は次の事業を行う
- 1 テニスの振興、普及及び指導奨励並びに指導者の養成
 - 2 各種テニス競技会、予選会の主催、主管又は後援、協力
 - 3 講習会、講演会等テニスに関する行事の開催又は後援
 - 4 関係機関、団体及び加盟団体との連携ならびに調整に関する事
 - 5 石川県テニスランキングの作成
 - 6 その他本協会の目的達成に必要又は有益な事業及び指導

第 3 章 役 員

- 第9条 本協会は次の役員を置く。
会長1名、副会長若干名及び理事長1名、
副理事長若干名及び常任理事若干名並びに理事若干名、
監事1ないし2名
- 第10条 会長は総会の議決によって、これを推薦する。会長は本協会を代表して、会務を総理し、
会議の議長となる。
- 第11条 副会長、理事長、副理事長及び監事は総会の議決によって、会長がこれを委嘱する。
- 第12条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- 第13条 理事長は会長及び副会長を補佐して、会務を掌理する。
- 第14条 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代理する。
- 第15条 常任理事は常任理事会に出席して、本会の会則、その他の規定で定められている事項
について協議する。
2 理事は総会に出席して、本会の運営に関する事項を協議し、会務を遂行する。加盟団体
より選出する理事数については、別にこれを定める。
- 第16条 監事は本協会の業務及び財務を監査し、その結果について常任理事会及び総会に報告す
る。
- 第17条 本協会に名誉会長、顧問、参与をおく事が出来る。
2 名誉会長、顧問は会長が委嘱し、総会に出席できる。
3 参与は会長が委嘱し、総会及び常任理事会に出席できる。
- 第18条 役員の任期は2カ年とし、再任を妨げない。
- 第19条 役員は任期満了でも後任者の就任するまではその職務を行うものとする。また、補欠役
員の任期は前任者の在任期間とする。

第 4 章 総会及び常任理事会

- 第20条 定例総会は毎年1回3月に開催する。臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。
- 第21条 総会は本協会最高議決機関であり、毎年度の事業計画、収支決算、予算、役員を選出、
会則の改定、その他必要事項について議決する。
- 第22条 総会は加盟団体及び本協会役員の過半数以上(委任も含む)の出席をもって成立し、出席

役員の過半数をもって議決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第23条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、監事及び参与は常任理事会の要請に応じて出席し、意見を述べる。

2 常任理事会は会長が招集する。ただし、常任理事現数の1/3より会議の目的を示し要請があったときには会長が遅滞なくこれを招集しなければならない。

第24条 下記にあげる事項は常任理事会の議決を経なければならない。

- 1 総会の招集及びこれに提案すべき事項
- 2 会務運営に関する事項
- 3 その他重要な事項

第25条 常任理事会の議事は役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第26条 本協会は事業を円滑に遂行するために、若干の委員会を置き、委員会細則を別途定める。各委員会の委員長は本協会の役員及び加盟団体会員の中より会長が任命する。

第 5 章 会 計

第27条 本協会の経費は、加盟団体の分担金、補助金、寄付金、事業収入、その他をもって支弁する。

第28条 加盟団体の分担金については、別にこれを定める。

第29条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

第 6 章 付 則

第30条 本会則は総会の議決がなければ変更することが出来ない。

第31条 本会則に必要な細則は常任理事会にて別に定める。

第32条 本会則は昭和56年3月1日に議決し、同日より実施する。

第33条 本会則は昭和56年度総会において、本会則中の庭球をテニスと改める。

第34条 本会則は昭和58年度総会において第36条を改訂する（会計年度）

第35条 本会則は昭和59年度総会において第6条、第8条、第9条、第14条、第23条を改める。

第36条 本会則は平成3年度臨時総会において第26～第33条までを削除し、別途委員会細則としてこれを定めるとした他、第8条、第9条、第14条～第17条、第22条～第25条を改める。

第37条 本会則中、委員会細則は平成9年度総会において一部改訂する。

第38条 本会則は平成15年度総会において第16条、第17条、第23条を改める。

第39条 本会則は平成18年度総会に於いて第6条の市町村を市町と改め、加盟団体を追加記載する。これに伴い、石川県テニス協会加盟及び代表理事に関する規定、及び石川県テニス協会分担金規定を改定する。

石川県テニス協会委員会細則

平成4年3月制定、実施

- 第1条 本協会には次の委員会を置く。
- | | | |
|-------------|-----------------|-------|
| 総務委員会 | 委員長1名
副委員長4名 | 委員若干名 |
| 行事・ランキング委員会 | 委員長1名
副委員長1名 | 委員若干名 |
| 強化・ジュニア委員会 | 委員長1名
副委員長1名 | 委員若干名 |
| 指導育成委員会 | 委員長1名
副委員長1名 | 委員若干名 |
| 審判育成委員会 | 委員長1名
副委員長1名 | 委員若干名 |
| 実業団委員会 | 委員長1名
副委員長1名 | 委員若干名 |
- (レイティングテニス委員会を削除する)
- 第2条 総務委員会は本協会の便覧（コートサイド）の発行、広報活動その他財務及び庶務に関するいっさいの事項を処理する。
- 第3条 行事・ランキング委員会は各種競技会の企画、実行及び支援を行い、テニスランキングを作成する。
- 第4条 強化・ジュニア委員会は石川県を代表し各種大会に出場する選手を選考し、推薦及び派遣を行うとともにジュニアの指導育成を行う。
- 第5条 指導育成委員会、審判育成委員会、実業団委員会は日本テニス協会の各委員会、北信越テニス委員会の各委員会及び石川県テニス協会の各委員会と連携、協力して、その目的に必要な行事を担当する。
- 第6条 本協会の中に、石川県テニス指導者連絡協議会（以下、指導者協議会と略す）を置く。指導者協議会は日本体育協会公認スポーツ指導員をもって構成し、その規程により運営する。
- 第7条 本協会は前記委員会の他に常任理事会が必要と認めた場合は、委員会を持つことが出来る。
委員は常任理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。

石川県テニス協会加盟及び代表理事に関する規定

- 第1条 本協会の加盟は、原則として市町ごとに1団体とし、その市町を代表する団体及び石川県テニス協会が認める団体とする。
- 第2条 市町村テニス協会及びテニス関係団体より本協会へ加盟の申し出があった時は、遅滞なく常任理事会の審議を経て、これを総会に諮らなければならない。
- 2 その他の団体の加盟に関しては、その構成及び目的が既加盟団体と同一もしくは類似したもので無いこと、北信越、全日本等上位団体が存在し、それぞれに加盟または連携していることを基本とし、その他特別な取り扱いについては個々に審議するものとする。
- 第3条 本協会加盟団体は加入会員数に応じて、代表理事を選出することができる
- 1 会員数 50 名未満 1 名
 - 2 会員数 50 名以上 100 名未満 2 名とし、以後、会員数 100 名増すごとに 1 名加えるものとする。
 - 3 石川県学生テニス連盟（仮称）は 1 名とする。
 - 4 高体連テニス部は 1 名とする。
 - 5 中体連テニス部（仮称）は 1 名とする。
 - 6 日本女子テニス連盟石川県支部は 1 名とする。
 - 7 シニアテニス連盟は 1 名とする。
 - 8 車椅子テニス協会は 1 名とする。
- 第4条 代表理事が 1 名の団体にあつては、会長の許可を得て総会への代理人 1 名の出席を認めることができる。

石川県テニス協会分担金規定

- 第1条 本協会会則 28 条により、経費を支弁するためにこの規定を定める。
- 第2条 本協会の分担金は下記の通りとする。
- | | |
|-----------------------|----------|
| 会員数 30 名未満の団体 | 10,000 円 |
| 会員数 30 名以上 100 名未満の団体 | 15,000 円 |
| 会員数 100 名以上の団体 | 20,000 円 |
- 以後 100 名を増すごとに 10,000 円を増額する。
- 但し、女子テニス連盟は 20,000 円、車椅子テニス協会は 10,000 円及びシニアテニス連盟は 15,000 円とし、石川県学生テニス連盟（仮称）、石川県高体連テニス部及び中体連テニス部は免除する。